

非行少年等検挙・補導状況(令和8年4月末前年同期比・暫定値)

		総数	非行少年						不良行為少年
			計	刑法		特別法		ぐ犯少年	
				刑法犯少年	触法少年	特別法犯少年	触法少年		
宮城県内 (合計)	令和8年	1,063	147	87	36	18	5	1	916
	令和7年	1,061	133	89	27	15	0	2	928
	増減	2	14	-2	9	3	5	-1	-12
仙台中央	令和8年	113	10	9	0	1	0	0	103
	令和7年	112	9	9	0	0	0	0	103
	増減	1	1	0	0	1	0	0	0
仙台南	令和8年	68	8	7	1	0	0	0	60
	令和7年	104	11	6	3	1	0	1	93
	増減	-36	-3	1	-2	-1	0	-1	-33
仙台北	令和8年	37	9	8	0	1	0	0	28
	令和7年	61	7	6	0	1	0	0	54
	増減	-24	2	2	0	0	0	0	-26
仙台東	令和8年	89	27	16	9	2	0	0	62
	令和7年	70	12	7	4	1	0	0	58
	増減	19	15	9	5	1	0	0	4
泉	令和8年	99	9	9	0	0	0	0	90
	令和7年	116	15	14	1	0	0	0	101
	増減	-17	-6	-5	-1	0	0	0	-11
若林	令和8年	83	17	4	5	3	5	0	66
	令和7年	87	8	5	3	0	0	0	79
	増減	-4	9	-1	2	3	5	0	-13
石巻	令和8年	108	15	8	6	0	0	1	93
	令和7年	152	14	9	4	0	0	1	138
	増減	-44	1	-1	2	0	0	0	-45
塩釜	令和8年	95	4	1	2	1	0	0	91
	令和7年	81	15	8	1	6	0	0	66
	増減	14	-11	-7	1	-5	0	0	25
気仙沼	令和8年	12	4	2	2	0	0	0	8
	令和7年	10	1	1	0	0	0	0	9
	増減	2	3	1	2	0	0	0	-1
佐沼	令和8年	27	0	0	0	0	0	0	27
	令和7年	44	1	0	0	1	0	0	43
	増減	-17	-1	0	0	-1	0	0	-16
登米	令和8年	2	2	0	2	0	0	0	0
	令和7年	1	1	1	0	0	0	0	0
	増減	1	1	-1	2	0	0	0	0
河北	令和8年	2	0	0	0	0	0	0	2
	令和7年	0	0	0	0	0	0	0	0
	増減	2	0	0	0	0	0	0	2
南三陸	令和8年	1	1	0	1	0	0	0	0
	令和7年	0	0	0	0	0	0	0	0
	増減	1	1	0	1	0	0	0	0
古川	令和8年	46	6	3	1	2	0	0	40
	令和7年	31	8	5	3	0	0	0	23
	増減	15	-2	-2	-2	2	0	0	17
大和	令和8年	57	9	4	3	2	0	0	48
	令和7年	41	4	1	2	1	0	0	37
	増減	16	5	3	1	1	0	0	11
栗原	令和8年	9	0	0	0	0	0	0	9
	令和7年	3	0	0	0	0	0	0	3
	増減	6	0	0	0	0	0	0	6
遠田	令和8年	5	4	3	1	0	0	0	1
	令和7年	15	4	4	0	0	0	0	11
	増減	-10	0	-1	1	0	0	0	-10

非行少年等検挙・補導状況(令和8年4月末前年同期比・暫定値)

		総数	非行少年					不良行為少年	
			計	刑法		特別法			ぐ犯少年
				刑法犯少年	触法少年	特別法犯少年	触法少年		
鳴子	令和8年	0	0	0	0	0	0	0	
	令和7年	0	0	0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0	0	0	
加美	令和8年	3	1	0	0	1	0	2	
	令和7年	11	7	1	5	1	0	4	
	増減	-8	-6	-1	-5	0	0	-2	
岩沼	令和8年	138	6	4	1	1	0	132	
	令和7年	61	2	1	0	1	0	59	
	増減	77	4	3	1	0	0	73	
大河原	令和8年	16	6	4	2	0	0	10	
	令和7年	22	9	7	1	1	0	13	
	増減	-6	-3	-3	1	-1	0	-3	
白石	令和8年	9	1	1	0	0	0	8	
	令和7年	6	2	2	0	0	0	4	
	増減	3	-1	-1	0	0	0	4	
角田	令和8年	37	6	2	0	4	0	31	
	令和7年	14	1	1	0	0	0	13	
	増減	23	5	1	0	4	0	18	
亶理	令和8年	7	2	2	0	0	0	5	
	令和7年	19	2	1	0	1	0	17	
	増減	-12	0	1	0	-1	0	-12	

- 非行少年…犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。
- 犯罪少年…14歳以上で罪を犯した少年をいう。
- 触法少年…14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- 刑法犯少年…刑法の罪を犯した犯罪少年で、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- 触法少年(刑法)…刑法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- 特別法犯少年…特別法の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
- 触法少年(特別法)…特別法の罪に触れる行為をした触法少年をいう。
- ぐ犯少年…保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の理由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- 不良行為少年…非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 統計中の数値は、宮城県警察が検挙又は補導した人員で、「非行少年(刑法)の非行場所/不良行為少年の発見場所」の数値とは必ずしも合致しない場合がある。
- 栗原警察署の令和7年の数値については、若柳警察署と築館警察署の数値を合算したものである。